

中野区重症心身障害児(者)等在宅レスパイトサービス事業案内

平成29年7月より対象者を拡大しました

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ります。

1. 利用できる方

☆ 愛の手帳・身体障害者手帳の有無にかかわらず、区内に住所がある18歳未満の、下記①～⑫の医療的ケアを受けている障害児を介護する家族

- ① 人工呼吸器管理 ② 気管内挿管・気管切開 ③ 鼻咽頭エアウェイ ④ 酸素吸入
- ⑤ 6回/日以上頻回の吸引 ⑥ ネブライザー 6回/日以上または継続使用
- ⑦ 中心静脈栄養 ⑧ 経管(経鼻・胃ろうを含む) ⑨ 腸ろう・腸管栄養
- ⑩ 継続する透析(腹膜かん流含む) ⑪ 定期導尿(3回/日以上)・人工膀胱
- ⑫ 人工肛門

または、

☆ 以下の各号すべてに該当する重症心身障害児(者)を介護する家族

- (1)区内に住所があり、18歳に達するまでに(2)の状態になった方
- (2)重度の知的障害(愛の手帳1度または2度)があり、かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級または2級で歩行不能)がある方
- (3)在宅でご家族による介護を受けて生活をしている方
- (4)医療保険制度による訪問看護により医療的ケアを受けている方
- (5)医師が指示書により医療的ケアが必要と認める方

※(2)については障害者手帳未取得であっても、重症心身障害児のための「東京都重症心身障害児在宅療育支援事業」の利用者等、対象者となる場合がありますので、ご相談ください。

2. 事業概要

区と委託契約した訪問看護事業者の看護師が、対象者の自宅において医療的ケア(呼吸管理・栄養管理・排泄管理等)を行います。入浴、外出を伴う介護、家事支援は行いません。

回数：年間24回を超えない範囲で月4回まで。

時間：1回あたり2時間から4時間までの間で、30分単位。

3. 利用者負担

世帯の課税状況	在宅レスパイトサービス利用時間					医師指示書作成料 自己負担金
	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間	
生活保護受給・区民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(障害者)区民税所得割額16万円未満	370円	460円	550円	640円	740円	70円
(障害児)区民税所得割額28万円未満	180円	220円	270円	310円	360円	30円
上記以外	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	300円

サービス利用の手順

申請をする前に

- ・利用対象に該当しているか確認してください。
- ・医療保険で利用中の訪問看護事業者が、在宅レスパイトサービスの利用もできるか、訪問看護事業者に確認してください。
- ・在宅レスパイトサービス医師指示書の様式を区から取り寄せ、主治医に作成を依頼し、記載してもらいます。医師指示書作成料はお支払いの上、領収書を必ずもらってください。世帯の課税状況に応じて、2,700円～3,000円を上限に医師指示書作成料の助成があります。
- ・在宅レスパイトサービスに関する様式は区のホームページからダウンロードできます。

申請に必要な書類（提出先は中野区役所障害福祉分野・すこやか福祉センター）

- ・身体障害者手帳・愛の手帳(手帳未取得の場合は東京都重症心身障害児在宅療育支援事業の決定通知書等、心身の状態を確認できるもの)
- ・在宅レスパイトサービス利用申請書
- ・医師指示書及び領収書
- ・医師指示書作成費助成金交付申請書
- ・医師指示書作成費助成交付請求書兼口座振替依頼書



利用登録

- ・区は申請書類一式を確認し、利用の決定をします。
- ・「利用決定通知書」がご自宅に後日送付されます。
- ・医師指示書の内容は区から訪問看護事業者に情報提供します。

利用予約

- ・「利用決定通知書」を訪問看護事業者に示し、在宅レスパイトサービスの利用希望日時を予約してください。

サービス利用

- ・訪問看護師が行う医療的ケアは、呼吸管理・栄養管理・排泄管理等、医師指示書に記載された内容です。
- ・入浴、外出を伴う介護、家事支援は行いません。
- ・利用回数は年間24回を超えない範囲で月4回まで、1回につき2～4時間の範囲で30分単位で利用可能。

利用料支払

- ・自己負担の生じる場合は、後日区から納付書が届きますので金融機関でお支払いください。

訪問看護事業所

安全にサービスを提供するため、サービスを提供する訪問看護事業者は、原則、医療保険で訪問看護を受けている同一の事業所に限ります。訪問看護事業者と区が委託契約を結んだ後に、サービスが利用可能になります。

【お問い合わせ】

障害福祉分野障害者福祉事業担当 電話 3 2 2 8 - 8 9 5 3

FAX 3 2 2 8 - 5 6 6 5